

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
令和5年5月31日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	御中
---	----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和5年7月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 80 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 50 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 17 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 22 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,092 点

(2) 4 分の 3 冠

1,365 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 370 点

b 複雑なもの 684 点

ロ 5 分の 4 冠 861 点

ハ 全部金属冠 1,083 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 252 点

b 複雑なもの 501 点

ロ 4 分の 3 冠 618 点

ハ 5 分の 4 冠 618 点

ニ 全部金属冠 775 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5 分の 4 冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	618 点
(2)	小臼歯	618 点
(3)	大臼歯	861 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小臼歯	36 点
(3)	大臼歯	51 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	370 点
ロ	小臼歯・前歯	252 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	23 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	966 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD／CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅳ） 438 点

2 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

3 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD／CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD／CAM冠用材料（Ⅰ） 188 点

(2) CAD／CAM冠用材料（Ⅱ） 181 点

2 大臼歯

CAD／CAM冠用材料（Ⅲ） 350 点

注 CAD／CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠 30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯 1,247 点

ロ 小臼歯 939 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯 749 点

ロ 小臼歯 939 点

ハ 大臼歯 1,247 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65 点

ロ 小臼歯 65 点

ハ 大臼歯 65 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1 床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,415 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,151 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,151 点
ロ 犬歯・小臼歯	884 点
ハ 前歯（切歯）	681 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	997 点
ロ 犬歯・小臼歯	780 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	684 点
ロ 犬歯・小臼歯	595 点
ハ 前歯（切歯）	552 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	676 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	523 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	276 点
(2) 犬歯・小臼歯	298 点
(3) 大臼歯	342 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	684 点
ロ 小臼歯・前歯	501 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	40 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,598 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和４年３月４日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙１) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,092 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,365 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>370 点</u> b 複雑なもの <u>684 点</u> ロ 5分の4冠 <u>861 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,083 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>252 点</u> b 複雑なもの <u>501 点</u> ロ 4分の3冠 <u>618 点</u> ハ 5分の4冠 <u>618 点</u> ニ 全部金属冠 <u>775 点</u> ３ (略)	(別紙１) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（１個につき） １ 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,057 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,321 点</u> ２ 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>408 点</u> b 複雑なもの <u>754 点</u> ロ 5分の4冠 <u>948 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,194 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>277 点</u> b 複雑なもの <u>552 点</u> ロ 4分の3冠 <u>682 点</u> ハ 5分の4冠 <u>682 点</u> ニ 全部金属冠 <u>855 点</u> ３ (略)

M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>618 点</u>	(1) 前歯	<u>682 点</u>
(2) 小臼歯	<u>618 点</u>	(2) 小臼歯	<u>682 点</u>
(3) 大臼歯	<u>861 点</u>	(3) 大臼歯	<u>948 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>370 点</u>	イ 大臼歯	<u>408 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>252 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>277 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>966 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,064 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,247 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,374 点</u>
ロ 小臼歯	<u>939 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>749 点</u>	イ 前歯	<u>826 点</u>
ロ 小臼歯	<u>939 点</u>	ロ 小臼歯	<u>1,035 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,247 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,374 点</u>

(2) (略) M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>1,415 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>1,151 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>1,151 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>884 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>681 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>997 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>780 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>684 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>595 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>552 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1個につき) 1 (略) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>676 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>523 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>276 点</u>	(2) (略) M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>1,369 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>1,114 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>1,114 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>855 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>659 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小白歯 <u>1,099 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>859 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大白歯 <u>754 点</u> ロ 犬歯・小白歯 <u>656 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>608 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1個につき) 1 (略) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>655 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>506 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>304 点</u>
--	--

(2) 犬歯・小臼歯	<u>298 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>328 点</u>
(3) 大臼歯	<u>342 点</u>	(3) 大臼歯	<u>377 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>684 点</u>	イ 大臼歯	<u>754 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>501 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>552 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鑄造バー		1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1, 598 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1, 761 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	